

各関係機関の長様
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報(特殊報第1号)について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和5年度 病害虫発生予察特殊報第1号

令和5年(2023年)10月27日
滋賀県

1. 病害虫名 トマトキバガ *Tuta absoluta* (Meyrick)

2. 発生地域 近江八幡市

3. 発生経過

(1) 近江八幡市安土町大中に設置しているトマトキバガ侵入調査用のフェロモントラップにおいて、令和5年10月中旬に本種と疑われる雄成虫が誘殺された(写真1)。滋賀県病害虫防除所において同定した結果、本県では未発生のトマトキバガであることを確認した。なお、県内では、10月23日までに、本種による農作物での発生および被害は確認されていない。

(2) 本種は南米原産であるが、令和3年に熊本県のトマト栽培ほ場において、国内で初めて発生が確認された。その後、国内各地で誘殺が確認されており、10月24日現在、本県を含め36道府県で確認されている。

4. 形態および生態

(1) 成虫(写真2)の体長は、翅を閉じた状態で5~7 mmである。前翅は、灰褐色の地色に黒色斑が散在する。後翅は、一様に淡黒褐色である。

幼虫(写真3)の体長は、終齢で約8 mmである。体色は淡緑色~淡赤白色で、頭部は淡褐色である。前胸の背面後方に細い黒色の横帯がある。

(2) 卵が成虫になるまでの期間は24~38日程度で、気温が低い時期はさらに延びる。発生世代数は環境条件によって異なるが、1年に複数世代を繰り返す。成虫は夜行性で、日中は葉の間に隠れていることが多い。雌は一生のうちに平均で約260個の卵を寄主植物の葉裏などに産み付ける。

(3) 主な寄主植物は、トマト、なす、ピーマンおよびばれいしょ等のナス科植物である。マメ科植物のいんげんまめも、寄主植物として報告されている。

トマトでは、茎葉の内部に幼虫が潜り込んで食害し、孔道が形成される。また、葉の食害部分は表面を残して薄皮状になり、白変や褐変した外観となる(写真4)。さらに、幼虫は果実に潜り込んで食害するため、果実表面に数mm程度のせん孔痕が生じるとともに食害部が腐敗し(写真5)、果実品質が著しく低下する。

5. 防除対策

- (1) ほ場内をよく見回り、見つけ次第捕殺する。
- (2) 施設栽培では、ハウスの開口部に防虫ネット等を設置し、侵入を防止する。
- (3) トマトキバガと疑われる虫を見つけた場合は、速やかに最寄りの農業普及指導センターまたは病害虫防除所に連絡する。
- (4) 発生を拡大させないため、被害葉や被害果実はほ場に放置せず、速やかに土中深くに埋却する。もしくは、ビニール袋などに入れて一定期間密閉し、寄生した成幼虫を全て死滅させるなどして適切に処分する。
- (5) 薬剤による防除を行う場合、発生を確認後、早期に実施する。なお、令和5年10月27日現在、本種に対する登録のある農薬の適用作物はトマトおよびミニトマトのみである。薬剤の散布にあたっては、ラベルを確認し、農薬使用基準（使用時期・使用回数等）を遵守する。



写真1 フェロモントラップで誘殺された
トマトキバガ成虫



写真2 トマトキバガ成虫（体長5～7 mm）



写真3 トマトキバガ終齢幼虫（体長8 mm）



写真4 幼虫の食害によるトマト葉の
被害（飼育個体）



写真5 幼虫の食害によるトマト果実の
被害（飼育個体）

注）写真2～5は農林水産省植物防疫所原図

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所

TEL:0748-46-4926・6160 FAX:0748-46-5559 Email:GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。
また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。
農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。